

第五節 水戸八幡宮の考古学的考察

一 はじめに

水戸八幡宮は文禄元（一五九二）年、佐竹義宣が水府総鎮守として馬場八幡宮（常陸太田市）の分霊を勧請し、水戸城中大坂横宿（現北見町）に創祠した。義宣は根拠地を太田から水戸に移し、文禄二（一五九三）年に行つた大規模普請は近世水戸城・城下町の原型を築いたといわれ、水戸八幡宮は近世水戸の創始とともに、幾星霜を重ねてきたことになる。

水戸徳川家の治世では二代光圀による社寺整理により移転を余儀なくされるも再遷座を果たし、以後八幡町の地にあつて水戸士民の信仰を集めてきた。八幡町は水戸城惣構の北西端に位置しており、地理的にみて重要な場所であったことが窺えるが、藩庁と八幡宮の関係は特段緊密であつたとは言い難く、とくに近世後期以降、藩内で繰り広げられた事件史とはほぼ無縁であつた。八幡宮は佐竹氏以来の由緒を持つ神社として朱印三〇〇石を代々与えられ、藩内有数の神社として純粹に神事を行うことで、その存在感を示してきたと言つてよい。このような八幡宮の歴史については、これまで文献史料を中心に叙述されてきたが、今般拝殿及び幣殿の直下を発掘したことにより、考古学的方法論から八幡宮の来歴を検討する機会が与えられた。前節までに報告した遺構・遺物はその基盤をなすものであり、本節では前節までの事実報告を総合的に検証し、八幡宮史の諸相を考古学的に繙くこととしたい。

二 水戸八幡宮と拝殿の社史

果の解釈に欠かせぬ知見であるため、考古学的所見を述べる前に、まず同文献をもとに、水戸八幡宮と拝殿の建設および修復にかかる記事を簡単に確認しておこう。

創祠 水戸八幡宮の創祠は文禄元（一五九二）年に遡る。水戸城下の大坂横宿（現水戸市北見町）に、佐竹氏の水府総鎮守として創祀された。現在の本殿（国指定建造物）はこの大坂横宿に八幡宮があつた慶長三（一五九八）年に建立されたものである。

遷座 元禄七（一六九四）年、二代藩主徳川光圀の社寺改革に伴い、八幡宮は那珂西村（現城里町那珂西神社）に移転・遷座となつた。

再遷座 宝永六（一七〇九）年、城下町人の請願等が叶い、水戸八幡宮は現在地（水戸市八幡町）に再遷座された。なお再遷座に際しては、既に宝永三（一七〇六）年には仮殿が造営され、御神体が遷座されていたという。また同地は遷座以前は寺院地であり、本法寺・本行寺（天和三（一六八三）年に移転）・蓮乗寺（天和年間に移転）の三寺があつた。

拝殿再建 安永四（一七七五）年、拝殿の再建が行われ、現在の社殿の全容が整つた。『水府寺社便覽』の記事（「今拝殿は安永年間古きを毀ち吉田明神の拝殿の図式に習ひて造立せり、この時大工弥惣次といふもの、棟梁として造営なる」等の考証から、この安永四年の再建拝殿が現行拝殿であると推測されている。拝殿が再建された理由は詳らかではないが、先の記事に「古きを毀ち…」とあることから、火災等の理由ではなく、老朽化に伴うものと考えるのが妥当と考えられる。

前身拝殿について 安永四年以前（拝殿が再建される以前）に造立されていた前身拝殿の規模に関しては、『鎮守帳』（公益財団法人徳川ミュージアム蔵）『水府寺社便覽』（国立国会図書館蔵）に「拝殿 長四間 横二間」と記載されている。また「前殿 長六間 横二間半」とも併記されており、拝殿とともに「前

殿」と呼ばれる建物があつたことが推測される。

なお『鎮守帳』『水府寺社便覽』の拝殿・前殿の記録については、現在地に移転した時の記録なのか、あるいは創祠時代の記録なのかについて判然としていない。

本記録は拝殿の来歴を知る上で数少ない文字史料であることから、改めて史料批判を行う必要があろう。

再建拝殿の修理記録 拝殿はその後文化一〇（一八一三）年に修理、弘化三（一八四六）年に屋根葺替、明治三一（一八九八）年に修理、大正七（一九一八）年に修理、大正一〇（一九二一）年に屋根葺替（銅板）等の修理記録がある。

三 発掘成果からみた近世以降の土地利用の変遷

今次調査ではローム層上面、Ⅲ層上面、I層上面の三面にわたる遺構確認面が検出され、少なくとも三時期の土地利用があつたことは疑いない。さらに各遺構の分布や切り合い状況等をみると、ローム層上面で二時期、Ⅲ層上面で三時期に細分することが可能であった。すなわち考古学的所見からは、六時期に及ぶ土地利用が窺えるわけである。そこで本項では六時期の土地利用をⅠ期～VI期として区分し、前項で確認した社史を参照しながら、土地利用の変遷を叙述していく。

なお、本項で述べる土地利用の変遷は、遺構が検出され、具体的な論拠を提示できる近世以降を対象としている。しかしながら前節で報告したように、今次調査では縄文時代および平安時代のまとまつた遺物が出土していることから、調査地区周辺で同時代の土地利用があつた可能性が高いことは強調しておきたい。縄文・古代の土地利用の実像は、茨城高等学校遺跡をめぐる今後の課題と言えよう。

ローム層上面を確認面とし、八号・一二号・一二号遺構を指標とする遺構群である（一五六）。時期は八幡宮が当地に再遷座する宝永三（一七〇六）年以前である。具体的な年代比定に叶う遺物はほとんどないが、一六一一年四五・四六のカワラケは一七世紀前葉の所産とみられることから（本節五参照）、ひとまず一七世紀前半として考えたい。

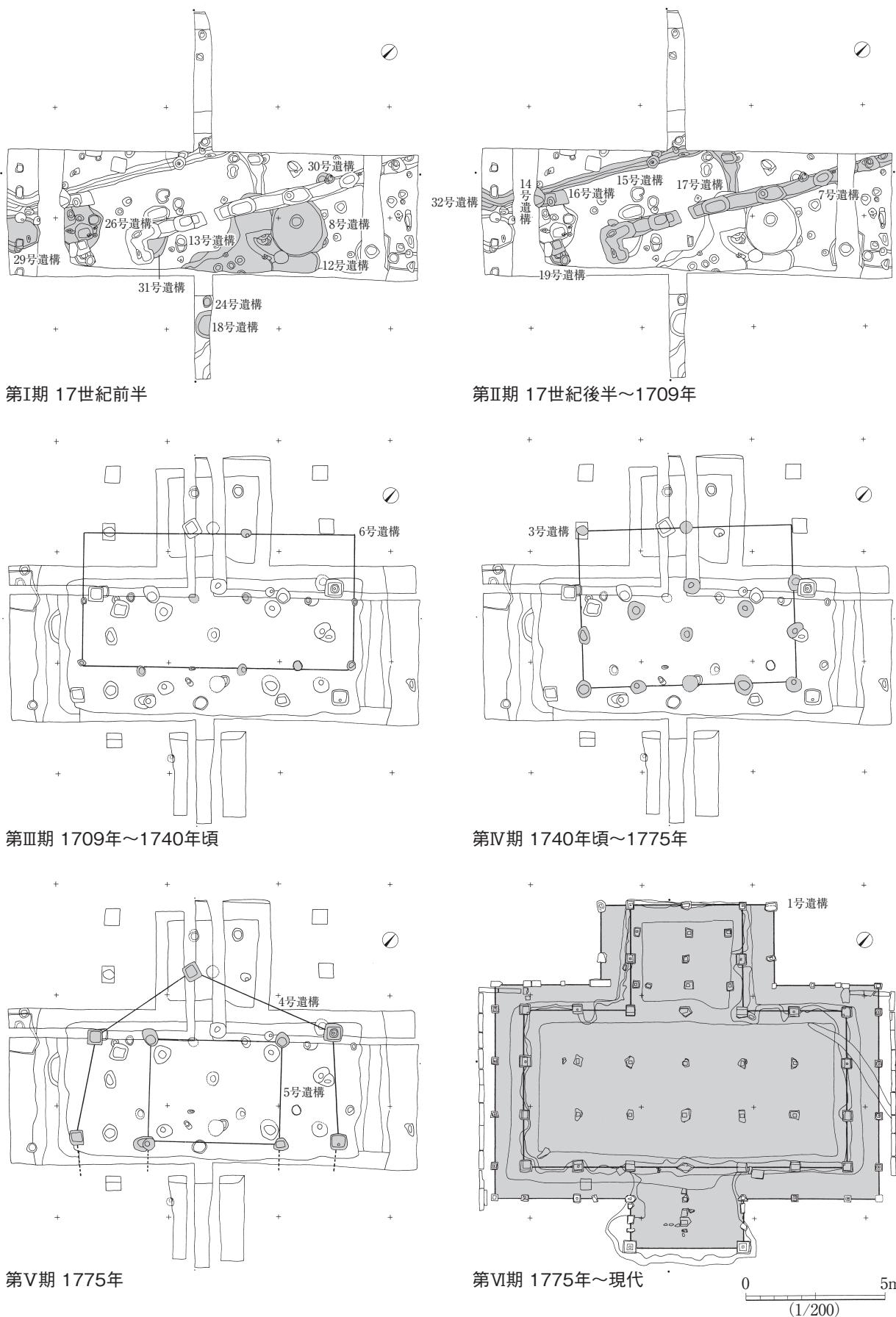
遺構の展開状況は、掘立柱建物跡などの明確な建物跡や、溝等の土地を区画する施設は確認されず、不定形の土坑が複雑に切り合う様相を呈する。一見活発な土地利用がなされたようにも見えるが、遺構・ピット・確認面からはさほど多くの遺物は確認されず、また性格を窺うような遺物も見あたらない。遺構の中で性格が判明するのは八号遺構である。八号遺構は植栽痕で、掘形の形状から抜き取り痕とみられる。直径からすると比較的大振りの樹木が植わついていたものと考えられる。またその隣で複雑に切り合う一二号遺構や一二号遺構も根穴と思われる凹凸がみられることから、八号遺構と同様に植栽関係の土坑である可能性が高い。やや離れるが二六号遺構も植栽痕と見なしてよいだろう。さらにこれらの遺構の周囲に散在するピットについても、土層断面からも掘形の形状からも柱穴と断言できるものはわずかであり、その多くは根穴や小振りの植栽痕として認識される。

したがつて第Ⅰ期は、明確な建物や区画溝が存在せず、大小の植栽が生い茂つた庭空間といった土地利用を想像するのが妥当であろう。

なお、八幡宮が当地に再遷座する前の状況については、『新編常陸国誌』には次のように記されている。

『八幡宮』町ノ北ニアリ、社地ハモト蓮乗寺「法華宗ニテ、元禄元年開基」本行寺「法華宗ニテ、慶長ノ初開基」本法寺「法華宗ニテ慶長一四年開基」ノ境内ナリシガ、本法寺ハ天和三年、本行寺ハ貞享元年、蓮乗寺ハ宝永元年、各

（一）第Ⅰ期—八幡宮遷座以前の時代①



他所ニ移リテ、宝永三年、那珂西村八幡宮ヲ此所ニ移シ建タリ」

すなわち本地点は八幡宮が再遷座される宝永三年以前は蓮乗寺・本法寺・本行寺の日蓮宗寺院三ヶ寺の寺院地であつたということになる。さらに『新編常陸国誌』の各寺院の項目及び『日蓮宗寺院大鑑』(日蓮宗寺院大鑑編集委員会一九八二)の記述を参照し、三ヶ寺の開基年と移転年をまとめると、

○蓮乗寺：永禄元（一五五八）年開基、宝永元（一七〇四）年他所へ移転

○本行寺：慶長三（一五九八）年開基、元和一（一六一六）年当地に移転、天和三（一六八三）年他所へ移転

○本法寺：慶長十四（一六〇九）年開基、天和三（一六八三）年他所へ移転となる。いずれにせよ、当地は一七世紀初頭～一八世紀初頭まで約一世紀の間寺院地であつたことは疑いない。第一期を一七世紀前半とみれば、寺院地としての土地利用の前半時期に該当するが、前述したように明確な柱穴や区画溝は認められることから、本調査区には寺院に係る建造物はなく、寺院地の庭空間としての利用がなされていたものと思われる。

（二）第二期—八幡宮遷座以前の時代②

ローム層上面を確認面とし、七号遺構および一五号遺構を指標とする遺構群である（一五六）。第一期同様、八幡宮再遷座以前の、寺院地時代の遺構群と判断される。

年代を比定する資料第一期同様乏しいが、七号遺構出土資料のうち一六一～一九のカワラケは一七世紀前半代のカワラケより後出する様相を呈していることから（本節五参照）、ひとまず一七世紀後半～一七〇九年としておきたい。

第二期の大きな特徴は、区画溝（五号遺構）と区画塀（七号遺構）が出現したことである。これらは第一期の植栽痕を切つていていることから、第一期の庭空間としての植栽を抜き取つて、何らかの建物を建てたものと考えられる。七

号遺構は布掘状で六つの柱穴を有する。南に向かつて屈曲することから、南側に本体建物があり、その区画塀として設置された可能性が極めて高い。七号遺構—P4とP5の間の溝が途切れているのは通用口の痕跡であろうか。掘形の深さから、区画塀は相応に強固な構造体であつたと想定される。

寺院の中のどの部分にあたるのか、わずかな調査区の情報から想定することは不可能だが、少なくともこれらの遺構群は、一七世紀後半になって日蓮宗寺院三ヶ寺のいずれかの寺院が寺院の拡張を行つた結果であることはほぼ間違いないだろう。

（三）第三期—八幡宮拝殿①期

第三層上面（表土下約一〇cm）を確認面とする。包含層Ⅲ層は八幡宮が再遷座した宝永六（一七〇九）年に普請された際の整地土と推測される。このⅢ層上面において少なくとも三時期における土地利用の変遷を辿ることができ、うち最も古い時期を第三期とした（一五六）。六号遺構を指標とする。

六号遺構は直径約三〇cmの掘形を有する掘立柱建物跡であり、八幡宮の最初の拝殿と思われる（八幡宮拝殿①期）。この建物は礎を含む土で根固めを行つてあるものが一部に認められるが、さほど強固なものではない。規模は桁行五間（九・九m）×梁行二間（五・九m）で、一間の寸法は桁行が一・九八mを測るのに対し、梁行が二・九五mと長い。現行拝殿より一回り小さい建物が想定される。瓦の出土はなく、こけら葺きであった可能性が高い。

六号遺構の軸線は現行本殿・拝殿の軸線であるN—四一度—Wにほぼ同じである。また桁行の中心は現行拝殿の中心軸と同一軸線に直行しており、八幡宮

再遷座当初から現行軸線がほぼ確定していたことが窺える。

掘立柱建物の耐用年数がどのくらいであったのかは不明だが、伊勢神宮の式年遷宮が二〇年周期であること等を考えると、掘立柱では14半世紀程度が限界であると考えられる。このことから、第Ⅲ期の年代は宝永六（一七〇九）年から一七四〇年頃と想定される。

（四）第Ⅳ期—八幡宮拝殿（2期）

第Ⅲ層上面で検出された、三号遺構を指標とする段階である（一五六）。三号遺構は桁行四間（七・六m）×梁行三間（五・七m）のプランを有する礎石建物跡である。検出されたのは直径約五〇cmの浅いレンズ上の掘形に礎を充填した根固めであり、本来はこの上に礎石が置かれていたものと推測される。八幡宮で確認された初めての礎石建物跡であり、六号遺構（初代拝殿）に重なっていることから、本遺構は、六号遺構の拝殿が解体・廃棄され、新たに普請された拝殿と思われる。

第Ⅳ期の年代については、第Ⅲ期拝殿と現行拝殿の間ということで、一七四〇年頃から安永四（一七七五）年に比定される。

一間の寸法は桁行・梁行ともに一・九mを測る。礎石掘形は一五基が検出されている。主軸方位はN—四三度—Wであり、第Ⅲ期より数度軸線がずれるものの、大幅な軸線の変化はなく、ほぼ前代の軸線を踏襲している。瓦の出土はなく、こけら葺きであった可能性が高い。

六号遺構との関係については、明確な切り合いはないが、六号遺構が掘立柱建物、三号遺構が礎石建物ということを考えると、建造物の一般的な変遷から前者が古く、後者が新しいと考えるのが自然であり、三号遺構を後進の建物として把握した。いずれにせよ、八幡宮再遷座以後、拝殿が二度の建て替えを経ていたことは、検出された遺構から確実であり、現行拝殿は三代目となる。

なお、前述したように『鎮守帳』『水府寺社便覧』には現行拝殿の前の拝殿は「長四間 横二間」と記されており、かつ一棟のみの記述で、建て替えを行つたという記載はどこにもない。しかし考古学的には、Ⅲ期の拝殿は五間×二間、Ⅳ期の拝殿は四間×三間で、いずれも文献資料の規模と一致しないばかりか、再遷座から現行拝殿の普請まで二度の建て替えを行つてることが明かとなつた。そもそも『鎮守帳』『水府寺社便覧』の拝殿の記録がいつの時代のもののかは明確になつていない。同史料に併記された「長六間 横二間半」という前殿の存在も、発掘調査から窺うことができなかつた。このように文献資料と考古資料との間に大きな齟齬がみられるということは、『鎮守帳』『水府寺社便覧』の記述は創祠当時のものであり、再遷座時の記録ではないと判断せざるをえないのではなかろうか。

（五）第Ⅴ期—八幡宮拝殿（3期）

第Ⅲ層上面で検出された、四号遺構と五号遺構を指標とする段階である（一五六）。五号遺構のプランは東西一間（四・九m）、南北一間（三・九m）で、東西方向（桁行か）に一m程長い長方形を呈する。いずれも柱痕が明瞭に認められ、その部分が空洞となつてているほど保存状態は良好であった。抜き取り痕はなく、柱がそのまま腐食したものと思われる。柱の形状は断面円形であり、一辺は約一五cmを測る。

五号遺構は簡易な祭壇のような建物と想定される。根拠としては、柱間が非常に長く、長期の建造物としては適さないような正方形プラン、そしてアワビの間という、仏堂や墳墓堂を彷彿とさせるような正方形プランを持つこと、一間×一間等、宗教色がひとときわ濃いこと、本遺構の周りを五角形に取り囲む遺構である四号遺構があること等が挙げられる。安永四（一七七五）年、第Ⅳ期の二代目拝殿（三号遺構）を廃絶し、現行拝殿（一号遺構）を普請する際の神事の

ために建てられた祭壇遺構と思われる。

さて、五号遺構を五角形に取り囲む四号遺構についても所見を述べる。四号遺構は一辺約50cmの方形プランを呈する五基のピットによつて構成される。いずれも遺構底面に正位に据えたカワラケが検出され、その上に角柱を建てている。ただし角柱直下のカワラケが潰れていないことから、さほどの土庄はからなかつたものと見られ、建物の柱である可能性は極めて少ない。ではどのような構造物であつたのか、それを窺う類例は見出せないが、恐らく柱を立ててそれを神木と見なし、五号遺構を取り囲むように設定して注連縄を廻らし、結界を張つて神事を執り行つたのではなかろうか。

いずれにせよ、第V期の土地利用というのは、第IV期の二代目拝殿から、第

VI期の現行拝殿（三代目拝殿）に移行する際の地鎮祭のための遺構群であり、長期間の土地利用ではなく、安永四（一七七五）年頃に行われた、短期間の土地利用と位置づけられる。

（六）第VI期—八幡宮拝殿④期—

I層上面（表土層）で検出された、現行拝殿及び弊殿である（一五六）。時期は安永四（一七七五）年から現代。二三〇余年の長きにわたり拝殿及び弊殿としてこの地に鎮座してきた。

現行拝殿の建築にあたつては、III層面から10cm程度盛土し、周囲より一段高い壇を築いたことが断面観察から窺えた。盛土層（包含層I・II層）は固く掲き固めらる部分もあるが、それほど強固ではない。実は現行拝殿を支えるための重要な事業は盛土ではなく、基壇の周囲（＝拝殿及び弊殿の外側の基礎石列の直下）に廻らされた、幅一二〇cm、深一五〇cmに及ぶ布掘地形にある。ここではU字状の掘形に礫が充填された、極めて強固な地形であることが確かめられた。

さて現行拝殿は安永四（一七七五）年以降、建て替え等が行われた形跡はなく、建築意匠からも一八世紀後半の様式を留めているとの建築学的所見もある。だが経年による傷み等が生じたのであろうか、文献資料には度重なる補修の記録が残っている。後世補修痕は今回の修復工事でも確認されたようであるが、考古学的に、「撒錢」という興味深い形で確認されている。

第三節で述べたように、I層上面からは近世～近現代に係る錢貨が四〇〇点以上検出され、多くは撒錢として理解される。近世の錢貨と近代の錢貨が混在していることから、近世～近代にかかる度重なる修理の過程で、複数回の撒錢が行われたと考えられ、度重なる補修、しかも床板を外すような大規模な補修が行われたことを裏付けるものと言えよう。

（七）小結

今次調査では拝殿直下の調査という性格上、文献資料にみられる前身拝殿の所見を得ることを一つの目的としていた。発掘調査の結果、果たして現行拝殿以前に二時期の拝殿があり、現行拝殿は三代目であることが判明し、初期の目的を達成することができたが、さらに八幡宮再遷座以前の土地利用について、一七世紀前半という古い段階から、変遷を推測することができたのは望外の成果であった。表土掘削をせず、現行拝殿の床下の埃を払つたところが第一遺構確認面となつたり、二世紀も前の柱が空洞化して残つてたりと、非常に保存状態が良好であったことが、僅かな調査面積から予想以上の大きな果実を得ることができた最大の要因であった。

また、本項で設定できた六期変遷は、八幡宮拝殿の来歴のみならず、八幡宮の全体史を構築する上でも有益な所見と思われる。さらには、八幡宮以前の近世の土地利用や、後述するカワラケ編年案など、近世水戸の歴史を窺う基礎資料を提供できる可能性がある。水戸の地域史の充実において、今次調査で得ら

れた成果の意義は少くないものと思われる。

四 水戸八幡宮のまじない—地鎮と撒錢—

本項では今次調査で検出された埋納遺構について考察を行う。今次調査は言うまでもなく近世寺社の調査であり、しかも神職が神事を執り行う場としては、本殿より拝殿のほうが頻度が高い。したがって発掘着手前から、水戸八幡宮のまじないの痕跡を確認するというのが目的の一つとして挙げられていた。

そして結果として、今次調査では二つの注目すべき、まじないの遺構が認められた。その一つが地鎮であり、もう一つが撒錢である。以下その所見を述べていこう。

(一) 地鎮

地鎮遺構とは 地鎮とは建築に先立つて行われる、土地を鎮めるための宗教儀礼のことをいう。考古学的には古代から現代までさまざまな形で検出されている。その多くは寺院等、仏教関係の事例であり、神道に関する地鎮の事例は驚くほど少ない。事例としては東京都千代田区溜池遺跡で山王社家による祈祷關係木簡が出土している例や（関口二〇〇四）、静岡県伊東市指定文化財の八幡宮来宮神社の本殿基壇中央から、紙状の有機物にくるまれた寛永通宝・鉄釘・円礎の三点が検出された例（金子一九九九）などを挙げることができる。

水戸八幡宮の地鎮遺構 さて、今次調査による地鎮遺構とは、第V期（一七七五年）に比定される四号遺構、すなわち五基のカワラケ埋納ピットと、四号・五号遺構の一部にみられるアワビ埋納の痕跡である。

カワラケ埋納ピット 五号遺構の柱は腐っていたが、柱痕がそのまま空洞化するほど良好な遺存状態である。検出されたカワラケはいずれもピットの底面に

正位で置かれていたが（一五七）、埋納物等はすでになかった。カワラケは全てのピットで一枚のみであり、墨書きは認められない。ピットが五基ということから、顕密による地鎮・鎮壇儀礼あるいは陰陽道による土公供の修法で使用される二十種物（五宝・五薬・五穀・五薬）や五色の玉や砂等が埋納されたことを探し、注意深く調査したもの、そのような埋納物を窺わせるものはなかつた。恐らく穀物等の供物が供えられていたのではなかろうか。

前項で述べたように、四号遺構は祭壇、五号遺構は祭壇を取り巻く結界施設と想定している。その目的は三代目の拝殿（現行拝殿）を普請する際の地鎮・鎮壇の儀式である。そして地鎮・鎮壇の神事が無事執り行われた後、抜き取り痕がないことから柱を切り、柱穴上面にアワビを載せ、礎石を据え、一〇cm程度の盛土をして基壇となしたという工程が復原できる。

アワビ埋納 今次調査のもう一つの地鎮の痕跡と言えるのが、ピットの最上層で検出された二つのアワビである。アワビは殻長一四・五cmのクロアワビで、四号遺構と五号遺構それぞれ一基のピット上層に添えられていた（一五八）。



157 カワラケ検出状況



158 アワビ検出状況

供物として使用したものを、最後に柱穴跡に供えたものと思われる。

アワビは古来より神事の供物として用いられ、貝類の中でもハレの場に深い関係がある。民俗例は数多く、県内の神事でアワビとの関連性を窺わせる代表例は、東西両金砂神社（常陸太田市・日立市）で行われる大祭礼がある。七年ごとに行われる浜降り神事として有名な祭礼であるが、ここでは壺に入れたアワビを御神体としている（茨城県教育委員会一九七七）。

しかしあワビと埋納の関係を窺わせる発掘例は意外なほど少ない。管見では神戸市兵庫津遺跡で遺構に伴わず、生活面に意図的に据えられた形で検出されている例が挙げられる。報文では地鎮や祭礼などに使用された可能性を疑っているが、根拠が少なく可能性を言及するに止まっている（神戸市教育委員会二〇一二）。

（二）撒銭

撒銭とは 撒銭とはその名が示す通り、銭を撒く行為である。現在では上棟式などで撒銭が行われることが多い。発掘例では豊島区巣鴨遺跡山田ビル地区（橋口一〇〇一）や板橋区板橋山之上遺跡（関口二〇〇四）で撒銭が認められている。撒銭の痕跡を記録するには銭の全点ドット上げが必須となる。今次調査では第I層上面で多量の銭貨が散らばっていることが確認され、撒銭である可能性が極めて高かつたため、当初より全点ドットによる分布図の作成を行った。

水戸八幡宮の撒銭 今次調査で検出された撒銭は四一九点を数える。うち中世銭が二枚、近世線が九三点、近代銭が八三点、現代銭が二四一点である。この内訳が示すのは、撒銭が一回限りのものではなく、複数回にわたり催行されたことを証明している。

分布状況 一六〇は撒銭の分布図（ドット図）である。中近世銭を●印で、近現代銭を○印で表現した。なお拝殿には賽銭箱が置かれており（D3区）、



159 撒銭検出状況（竹串部分が銭貨）

年代・回数等 撒銭が催行された実年代は不明だが、I層上面であることから安永四

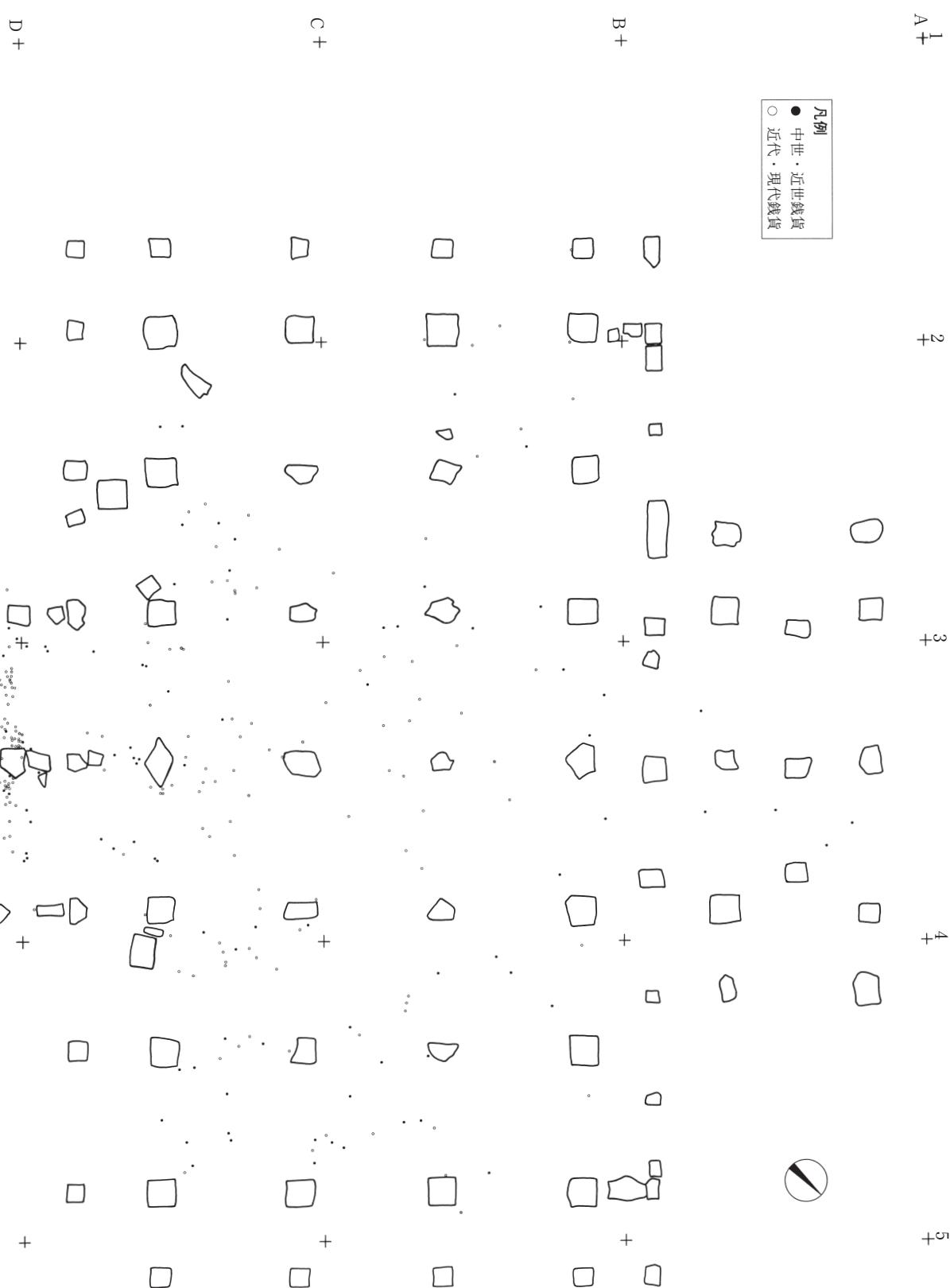
（一七七五）年以降は間違いない。二で述べたように現行拝殿竣工以降も、近世～近代にかけて数度の改修工事が行われており、今回検出された撒銭はかかる改修工事に伴うものと理解される。床板を外さなければ撒銭が一六〇のよう分布することはないと理解される。床板を外す程度の改修工事が行われたことを物語っている。撒銭の回数は不明であるが、近世銭と近代銭に大別されることから、近世と近代に最低一回ずつ執り行われたことは間違いないだろう。

なお近世銭には一文銭のほか四文銭も相当量認められた。銭種に偏差はみられず、撒銭に際して銭種の撰銭が行われた可能性は低い。

そこから漏れた銭貨も含まれる。D3区で銭貨が著しく集中している集中しているのはかかる事情に由来し、大半が現代銭である。

分布図（一六〇）から分布状況を読み取つてみよう。D3区以外は著しく集中する工

リアはない。だがCライン以南に比較的多く分布しており、東西方向ではやや東寄りに分布している傾向が認められる。これは中近世銭も近現代銭も同様である。ここから撒銭の状況が復原できる。すなわち神官は拝殿の中央付近、B3区付近に立つて、南側に相対する参列者に向かつて銭を撒いたものと思われるのである。



(三) 小結

近世の埋納遺構は江戸遺跡を中心に着々と類例を増やしつつあるが、本項目頭で述べたように、近世神社における埋納遺構の調査例は意外なほど少ない。そもそも社殿の下を本格的に発掘調査する機会は全国的にみても少なく、その意味では今次調査成果は大変貴重な機会であったと言える。

カワラケとアワビを埋納した四号・五号遺構については、近世神社の地鎮・鎮壇のありようを窺わせる好例といえる。カワラケ埋納ピット 자체は珍しいものではなく、むしろ埋納遺構の典型ともいえるが、それが祭壇（四号遺構）の

周囲を五角形に廻るというのは、管見の限り類例がない。また安永四（一七七五）年という暦年代をピンポイントで比定できる意義も大きい。

撒銭についても、今次調査ほど明確な形で、しかも複数回にわたる撒銭の催行を窺える類例は他になく、極めて恵まれた調査環境であつたと言える。数多くの遺物が出土する江戸遺跡では、全点ドット上げによる調査法をとる機会は少ないため、埋納遺構の報告例の増加に比べ撒銭の報告例は極めて低調と言つてよい。かかる状況下で四〇〇点以上の銭貨を図示できたことは、埋納遺構の調査をめぐる偏差の解消に向けて相応の意義を有するものと思われる。

五 カワラケ編年

さて第三節で述べたように、今次調査ではカワラケが二三三三点（破片一二五点・個体一八点）が出土している。出土遺物総数の一五%と高い出土率であり、

口縁部にススが付着しているものが極めて少なく、社殿直下での出土ということを考えると、大半が祭礼に使用した祭具の一部と考えてよいものと思われる。さらに注目すべき点として、カワラケの出土地点（層位・遺構・包含層）を根拠として、前述したI～VI期区分のそれぞれの画期に比定でき、なおかつ図示

に耐えうるカワラケを二二二点抽出できたことがある。資料数は必ずしも多くはないが、編年案を示すことができる環境に恵まれたわけである。僅かな資料であり、また祭具としての特殊な性格であることから、編年案がどこまで普遍化できるかどうかは心許ないが、これまで茨城県下において近世カワラケの編年が組み立てられたことはないことから、ここに水戸八幡宮のカワラケ編年案を示し（一六一）、大方の意見を窺うこととしたい。

(二) 概要

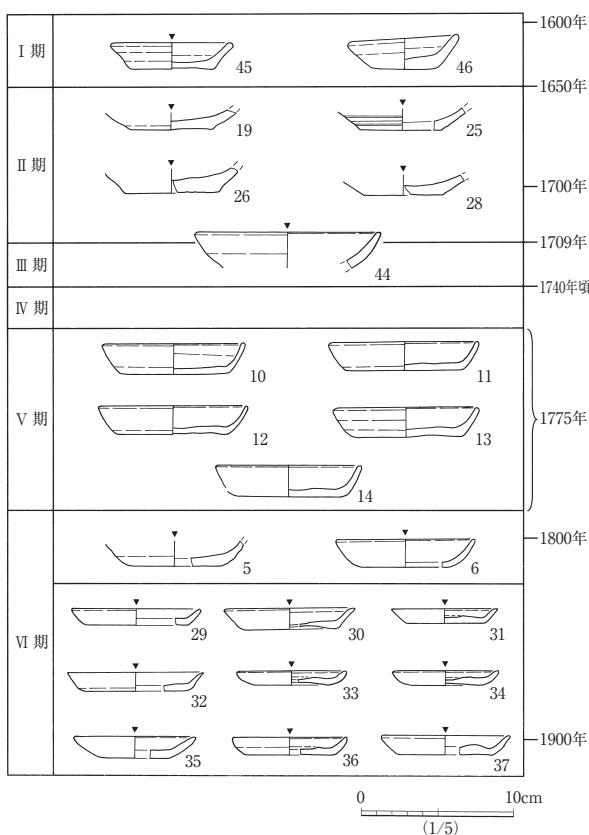
抽出したカワラケは二二二点である。うち器形全体が復元できる資料は一七点であった。しかし底部のみで口縁部が復元できないもの、口縁部のみで底部が復元できないものについても、出土層位等から年代が比定できるものについては抽出することにした。このような類の資料は基準資料として必ずしも適当ではないかもしれないが、編年案組立のための参考資料としては十分である。

遺物の出土地点はローム層上面一括、同層上面の遺構、包含層Ⅲ層、Ⅲ層上面の遺構、I層上面の遺構、I層上面一括であり、出土地点によつてさきに設定したI期からVI期の土地利用変遷にそれぞれ当てはめたものが一六一である。なお陶磁器類の共伴による実年代のクロスチェックはできず、あくまでも出土地点による年代区分であることは留意されたい。

(二) 各期の様相

八幡宮I期 四五・四六を基準資料とする。年代は一七世紀前半に比定される。口径七・六cm～六・八cmを測る、いわゆる小カワラケである。いずれも赤色粒子を多く含む。四五は薄手で外反気味に立ち上がるのに対し、四六は厚手で直線的な立ち上がりである。

これらの遺物群の比定に際しては、田口睦子氏によつて提示された、県央地



161 カワラケ編年案

域における中世カワラケの編年・分類案が参考になる（田口二〇一一）。まず器形分類をみると、四五・四六は田口F類（口径9cm未満の小型カワラケで、口径に対しても器高が低い）に該当する。具体的には薄手の四五は小幡城跡第一号堀出土の基準資料に、厚手の四六は村松白根遺跡第八三号建物跡出土の基準資料にそれぞれ類似している。これらの基準資料はいずれも田口V期、すなわち一六世紀末～一七世紀前半である。八幡宮I期は一七世紀前半と想定されており、年代的に矛盾はない。

八幡宮I期のカワラケは中世カワラケの系譜を引く資料である。

八幡宮II期 八幡宮II期の指標遺構である七号遺構から出土した一九に共通した様相を持つ遺物群をまとめた。一九・二五・二六・二八を指標とする。年代は一七世紀後半～一七〇九年に比定される。

いずれも底部のみで全体の器形は不明。雲母や白色粒子など混入物が多く、胎土が粗めなのが共通している。また底部と体部の間にわずかなくびれが見られた様相を見せており、八幡宮II期の指標となり得るかどうかは今後検証していく必要がある。

八幡宮III期 四四を指標とする。包含層III層からの一括遺物であることから、年代は八幡宮が再遷座された宝永六（一七〇九）年にほぼ比定できる。口縁部のみで全体の器形は不明。雲母等の混入物は比較的多い。

八幡宮IV期 該当する遺物はなかった。IV期は一七四〇年頃～一七七五年に比定される。

八幡宮V期 四号遺構の埋納カワラケ五枚（一〇～一四）を基準資料とする。年代は現行拝殿が建てられた安永四（一七七五）年にほぼ比定できる。混入物は少なく、胎土の緻密な精製カワラケである。前代のカワラケに比べ口径に対し底径の比率が高くなり、その分口縁部の立ち上がりの角度ががきつめになっている。内面調整は綺麗にナデ調整が施され、ここに至って、中世以来のカワラケの系譜（調整技法等や器形の傾向）はほぼ失われ、規格化されたカワラケに変化する。

八幡宮VI期 一号遺構布掘地形出土の五・六と、I層上面出土の二九～三七を基準資料とする。前者と後者では器形が異なり、前者を古式、後者を新式として細分することができる。年代は前者が一七七五年～一九世紀、後者を近代と理解しておきたい。

五は混入物が多い粗めの胎土であり、ややII期の遺物群に近い印象も受けますが、底部と体部の間にくびれではなく、丸く立ち上がる。六は薄手の丁寧にナデ調整が施された精製カワラケであり、V期に認められる規格性はさらに濃くなっている。

れることも共通点である。内面調整は二五・二八は底面をヨコナデし比較的丁寧であるが、一九・二六は渦巻状の調整痕をそのまま残している。

ただし二五については体部に沈線を廻らし、他に比べ薄手であり、やや異なる

様相を見せており、八幡宮II期の指標となり得るかどうかは今後検証してい

二九～三〇はカワラケが更に小型化し、しかも器高が著しく低くなるのが特徴的である。いずれも混入物は少なく、よくナデ調整された精製カワラケである。ここでも規格性は著しい。

(三) 小結

以上、一七世紀前半～近代に至るカワラケの変遷を辿つてみたが、繰り返すように共伴遺物によるクロスチェックがなされていないため、編年案としてはやや根拠が薄い点は否めない。しかし県央地区のカワラケについて、中世～近世初頭は田口睦子氏によつて頼るべき分類・編年が示されている（田口二〇一）、それにつながる編年案をここに提示できたことにより、田口編年と八幡宮編年を組み合わせ、一五世紀前葉から近代に至る約六世紀の編年をひとまず組み立てることができた。今後はこれを叩き台として、編年の充実を図つていく必要がある。

六 おわりに——課題と展望——

本節では水戸八幡宮の考古学的考察として、土地利用の変遷、まじない、カワラケ編年の三つの論点を取り上げ、それぞれ分析を試みてきた。このうち土地利用の変遷については、水戸八幡宮の再遷座から拝殿が三度の建て替えを経てのこと等、文献史学を主体とする八幡宮史に再考を促す調査成果を提示できたのは第一の成果と言えるだろう。

また、神社における埋納事例や、撒錢の事例が全国的に稀少な状況下で、ある程度具体的にまじないの様相を提示できたことも幸いであった。

更に県内初の試みとして提示した近世カワラケ編年案については、神社の埋納物としての特殊性を考慮する必要があるものの、今後の編年研究の充実に向

け、一定の資料提供はできたものと思つてゐる。

調査面積一七三m²と、さほどの広さではない今次調査において、上記のようないくつかの論点を深めることができたのは、三面調査という、水戸市域においては異例の面的調査が可能であつたことによる。江戸遺跡に比して土地利用の頻度が少なく、また土地利用の変化にあたり盛土を重ねる必要のない水戸市域の近世遺跡では、ローム層上面での一面調査が大半であり、複数の遺構確認面を見出すことは困難なのである。

さて今次調査成果を踏まえた上で、今後の課題としては、まず第一に文献資料と考古資料との不整合を解消する必要があらう。今回の修復工事は解体を伴わないので、社殿に使用されている木材に記されているであろう墨書資料（紀年銘資料）を確認することができなかつたが、将来新たな紀年銘資料が発見されれば、この不整合は自然と解消していく可能性が高い。

さらにもう一点課題として挙げられるのは、本殿の発掘調査（第一次調査、井上一九九九）との対比である。第一次調査で確認された本殿は一時期のみの土地利用であり、さらに「岩石にも等しいくらい堅固な地盤」とまで表現されるほどの地形がなされている。かかる本殿の土地利用と地形のあり方と、拝殿及び弊殿のそれとはかなりの偏差が認められ、その意味するところについても、検証が必要であろう。この点は発掘調査例の増加を待たざるを得ない。

いずれにせよ、本殿の発掘調査と拝殿及び弊殿の発掘調査という二度の発掘調査により、水戸を代表する文化遺産の一つである水戸八幡宮の来歴に実証的根拠を提示できたことは大きな成果であることは間違いない。学際的研究の必要性という、半ば定型化した文言ではあるが、特に水戸八幡宮に関しては、文献史学・建築史学・考古学の三分野による相互検討を行える環境が揃いつつある。八幡宮史の更なる正確な叙述と、八幡宮史を通じた水戸の地域史の充足に向けて、今後も問題意識を持つて総合的に検討していくことが肝要であろう。

引用・参考文献

- 阿部常樹 二〇〇六 「貝類遺体のサイズに関する計測方法」『東京大学本郷構内の遺跡 工学部一四号館地点』 東京大学埋蔵文化財調査室
- 井上義安 一九九九 「遺構確認調査」『重要文化財八幡宮本殿保存修理工事報告書』 八幡宮
- 茨城県教育委員会編 一九七七 『茨城芸能史』 茨城文化団体連合
- 金子浩之 一九九九 「地下調査」『伊東市指定有形文化財八幡宮来宮神社社殿修理工事報告書』 八幡宮来宮神社・伊東市八幡野区
- 神戸市教育委員会編 二〇一一 『兵庫津遺跡第五二次発掘調査報告書』
- 関口慶久 二〇〇四 「江戸の地鎮と埋納」『江戸の祈り』 吉川弘文館
- 田口睦子 二〇一一 「県央・県北のかわらけ」『茨城中世考古学の最前線』 茨城県考古学協会
- 日蓮宗寺院大鑑編集委員会編 一九八一 『日蓮宗寺院大鑑』 池上本門寺
- 橋口定志 二〇〇一 「信仰と祭祀」『図説江戸考古学研究事典』 柏書房
- 福士祐一 一九九九 「神社の創設と沿革」『重要文化財八幡宮本殿保存修理工事報告書』 八幡宮
- 水戸市教育委員会編 二〇〇六 『吉田古墳I』 (水戸市埋文調査報告第六集)
- 水戸市教育委員会編 二〇一一 『平成二〇年度水戸市内遺跡発掘調査報告書』
- (水戸市埋文調査報告第四三集)

発掘調査報告書抄録

ふりがな	みとししていゆうけいぶんかざい はちまんぐうはいでんおよびへいでんほぞんしゅうりこうじほうこくしょ									
書名	水戸市指定有形文化財 八幡宮拝殿及び弊殿保存修理工事報告書									
編著者名	畠野経夫、関口慶久									
編集機関	宗教法人 八幡宮									
発行機関	宗教法人 八幡宮									
所在地	茨城県水戸市八幡町8-54 ☎ 029-221-5327									
発行年月日	2011(平成23)年10月14日									
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所在地	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因		
いばらきこうとうがつ こういせき 茨城高等学校 遺跡 だいいちちてん・だい さんじょうさ 第1地点・第 3次調査	いばらきけんみとし 茨城県水戸市 はちまんちょう 八幡町8-54	市町村	遺跡番号	36° 23' 16"	140° 27' 36"	2009.8.26 ~ 2009.10.14	173m ²	社殿保存修理(基礎工事)に伴う 発掘調査		
	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項			
	包蔵地	縄文	なし		縄文土器(早期・前期)		八幡宮拝殿直下において、近世初頭から現在に至るまで6期にわたる土地利用が明らかになった。さらに地鎮や撒錢等、祭祀行為の痕跡が検出された。			
	包蔵地	奈良・平安	なし		土師器・須恵器					
	寺院 神社	近世	掘立柱建物跡、礎石建物跡、地鎮遺構、祭壇、撒錢、区画溝、植栽痕、土坑、ピット		磁器・陶器・土器・錢貨・金属製品・貝類遺体					
	神社	近~現代	拝殿(基壇・礎石・布掘地形)、撒錢		磁器・陶器・土器・錢貨・金属製品・硝子製品					

※北緯・東経は測地系2000(世界測地系)対応